

入 札 説 明 書

令和8年度立山室堂地区火山ガス
保安施設メンテナンス業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所

はじめに

令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所長 松本 英昭

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務

(2) 特質等 別添の仕様書による

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年11月30日

(4) 履行場所 富山県中新川郡立山町 中部山岳国立公園 室堂集団施設地区
(富山県中新川郡立山町芦峯寺(室堂)地内)

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において「B」、「C」又は「D」級に格付けさ、開札時まで「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 別紙の業務請負条件を満たした者であること。

(6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 総務課
電話026-231-6570 FAX026-235-1226

(2) 入札説明会については実施しない。

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和8年5月11日 17時まで

(持参の場合は、土日・祝祭日及び12時から13時を除く)

提出場所 4. (1) の場所

提出方法 電子調達システムによる登録、持参、郵送、メール(NCO-NAGANO@env.go.jp)
いずれかの方法により提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年5月13日 17時までに信越自然環境事務所ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

6. 業務請負条件に関する書類の提出

業務請負条件に関する書類及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月14日 17時まで

(持参の場合は、土日・祝祭日及び12時から13時を除く)

(2) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子調達システム上※1で提出すること。

※1 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子調達システム上

(3) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 電子調達システムによる登録、持参、郵送、メール(NCO-NAGANO@env.go.jp)
いずれかの方法により提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4. (1) の場所

(4) 審査結果通知は、令和8年5月18日 17時までに通知する。

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年5月19日 14時

場所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより業務請負条件に関する書類及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書を令和8年5月14日17時までに提出した上で、（1）の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面、業務請負条件に関する書類及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを令和8年5月14日17時までに持参、郵送又はメール（NCO-NAGANO@env. go. jp）により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

（1）有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11. その他

（1）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

（2）電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル） 受付時間 平日8時30分～18時30分

(別紙)

令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務 請負条件

室堂集団施設地区では、火山ガスから利用者の安全を確保することを目的として火山ガス保安施設（火山ガス検知器、風向・風速計、スピーカー等）を運用している。夏山シーズン開始に合わせて機器の設置及び撤去を行う。また、火山ガス保安施設の安定稼働のために、定期メンテナンスも併せて実施することから、本業務の実施に当たっては、電気及び光通信機器並びに火山ガス保安施設の作業に精通していることが必須である。

記

(1) 提出書類（別添様式）

本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の①及び②の条件を満たすこと。

- ①第一種又は二種電気工事士の資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。（業務経歴書を添付すること）
- ②火山ガス等の自然性有毒ガスの検知等に関連する業務（火山ガス保安施設の保守管理を含む）を履行した実績を、令和3年度以降に1件以上有することが確認できる書類を提出すること（契約書及び仕様書等の写しを添付すること）。

(2) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- イ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- ウ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(別添様式)

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(押印不要)

令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ①第一種又は二種電気工事士の資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。(業務経歴書を添付すること)
- ②火山ガス等の自然性有毒ガスの検知等に関連する業務(火山ガス保安施設の保守管理を含む)を履行した実績を、令和3年度以降に1件以上有することが確認できる書類を提出すること(契約書及び仕様書等の写しを添付すること)。

(担当者)

所属部署：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

(別紙)

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日

時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(復) 代理人

(押印不要)

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

<担当者等連絡先>

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(押印不要)

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

<担当者等連絡先>

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名

(押印不要)

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

<担当者等連絡先>

部 署 名 :
責 任 者 名 :
担 当 者 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務の入札に関する一切の件

<担当者等連絡先>

部署名:

責任者名:

担当者名:

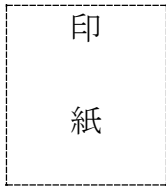
T E L:

F A X:

E-mail:

質問書

業 務 名	令和 8 年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	



契 約 書

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 松本 英昭（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）と
「令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務」（以下「業務」という。）
について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
とする。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和8年11月30日

納入場所

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の制限）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3に

において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に

支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は

破碎、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
氏名 分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 松本 英昭



乙 住所
氏名



令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務 仕様書

1. 業務の目的

中部山岳国立公園立山室堂地区では、地獄谷における火山ガス自噴に対する各種安全対策を講じてきた。平成23年度には立山室堂地区安全対策専門委員会（以下「委員会」という。）より、地獄谷内における噴気活動の拡大活発化が著しく、地獄谷歩道の噴気地帯の利用は中毒等の事故発生リスクが高く危険という認識が示された。環境省は、公園利用者の安全確保の観点から、立山室堂地区安全対策連絡協議会の合意のもと、平成24年以降、地獄谷歩道の通行止めを継続している。現在は泉源・水源等の管理者や限られた研究者等が安全を確保しながら歩道を利用している。

また、現在も一般利用のあるエンマ台～大日展望台間の歩道においても、地獄谷内の噴気活動の拡大活発化による火山ガスの影響が確認されている。安全な利用を促すため、委員会において各種安全対策を検討し、平成28年度までに火山ガス保安施設や代替歩道の整備を行い、火山ガス保安施設の運用マニュアルの策定を行った。

本業務は、エンマ台～大日展望台間歩道において、火山ガスから利用者の安全を確保することを目的として、火山ガス保安施設（火山ガス検知器、風向・風速計、スピーカー、火山ガス注意標識等）の設置及び撤去、運用期間中における安定的な稼働のために、点検及びメンテナンスを実施するものである。

2. 業務場所

中部山岳国立公園 室堂集団施設地区（別添）
（富山県中新川郡立山町芦峯寺（室堂）地内）

3. 業務内容

以下の業務の実施にあたり、請負者は、業務着手にあたり着手届（様式1）と業務実施計画書（様式2）を作成し、担当官の確認を受けることとする。

（1）管理技術者の配置

本業務の実施に当たり保安施設の安全稼働を目的とし、第一種又は二種電気工事士の資格を有している職員を配置することとする。

（2）火山ガス保安施設の設置及び撤去

環境省立山管理官事務所が所有する火山ガス検知器を始めとした火山ガス保安施設（別紙1及び別添1）を7月上旬までに設置し、運用を開始させること。設置に伴い簡易な修繕作業が必要な場合は適宜現場で対応すること。設置した機器は10月中旬頃に撤去し、指定の場所まで運搬し養生保管を行うこと。撤去時には管路内に雨水等が進入し光ケーブル及び電源ケーブルが損傷しないように、接続管路部又はハンドホール部に適切な処置を行うこと。

火山ガス保安施設の光ケーブル及び電源ケーブルは、現地に所在する立山センター、ホテル立山、各山小屋の施設内部を複雑に経由し、発注者が使用している光ケーブル等に接続していることから、作業に当たっては断線等、周辺施設の設備運用に支障が出ないように厳重に注意すること。既存の不要となった機器は、廃棄物処理法に基づき適切に処分すること。

（3）定期メンテナンス

別紙2の点検項目に従い、以下に示す各点検及びメンテナンスを実施する。点検にて故障等を確認した場合は、必要に応じて発注者が保管する機器部品の予備品を用いて修理を行うこととし、対応方法については環境省担当官（以下、「担当官」という）と速やかに協議すること。毎年交換が必要となる火山ガス検知機のセンサー（GD-K88Ai用SO₂センサーESM-238）6台、試験用の亜硫酸ガス6台分については請負者が準備すること。

①事前点検

火山ガス保安施設（火山ガス検知器ボックス、風向・風速計、スピーカー）の設置前に、室内で通電し、ガス検知機、指示計の故障の有無を確認する。

②初期点検

火山ガス保安施設の稼働時に点検を実施する。

③翌日点検

火山ガス保安施設の稼働翌日に点検を実施する。

④1ヶ月点検

火山ガス保安施設の稼働から1ヶ月毎を目安に点検を3回実施する。

⑤干渉火山ガス除去フィルターの交換

干渉火山ガス除去フィルターを、②初期点検及び④1ヶ月点検のタイミングで交換する（6台×4回）。必要な硫化水素除去フィルター（24個）は請負者が用意すること。

（4）報告書等の作成

上記の成果をとりまとめ、報告書を作成すること。

（5）打合せ

本業務の打合せを必要に応じて実施する。打合せ実施の際は、請負者が遅滞なく業務打合せ記録を作成し、担当官の確認を受けることとする。

4. 業務履行期限

令和8年11月30日（月）まで

5. 成果物

報告書等の仕様及び記載事項等は、別添によること。

- ・報告書 1部（A4版 50ページ程度。カラーコピー、簡易製本可。）
- ・提出場所 環境省立山管理官事務所

なお、業務の完了時には業務報告書（様式3）及び完了届（様式4）を作成し、提出すること。

6. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の実現等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

2. その他

成果物納入後に請負者の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙1)

火山ガス保安施設の対象機器

設置場所	対象機器	保管場所	数量
火山ガス情報ステーション	スピーカースタンド	火山ガス情報ステーション	1
	注意標識	火山ガス情報ステーション	1
エンマ台～雷鳥荘（現道）			
No1	ガス検知ボックス2	火山ガス情報ステーション	1
	スピーカーボックス1		1
	注意標識		1
No2	ガス検知ボックス1	火山ガス情報ステーション	1
	注意標識		1
No3	ガス検知ボックス3	雷鳥荘	1
	注意標識	火山ガス情報ステーション	1
No4	ガス検知ボックス1	雷鳥荘	1
	注意標識	火山ガス情報ステーション	1
No5	ガス検知ボックス3	雷鳥荘	1
	風向・風速計	雷鳥荘	1
	風向・風速計ボックス	雷鳥荘	1
	注意標識	火山ガス情報ステーション	1
No6	ガス検知ボックス1	雷鳥荘	1
	注意標識	火山ガス情報ステーション	1
大日展望台	スピーカーボックス1	雷鳥荘	1
	注意標識	火山ガス情報ステーション	1
雷鳥沢野営場	スピーカーボックス2	雷鳥沢野営管理所	1
	注意標識	雷鳥沢野営管理所	1

※上記表の設置場所については別添を参照。

ケーブル類収納・末端処理

場所	機器名称	光ケーブル長			電気ケーブル長 (制御ケーブル)			
		本数	延長	長さ	本数	延長	長さ	
火山ガス情報ステーション (詰所)	スピーカースタンド	0	3 m	0 m	3	3 m	9 m	
エンマ台～ 雷鳥荘	No1	ガス検知ボックス2	1	3 m	3 m	1	3 m	3 m
	No1	スピーカーボックス1	1	6 m	6 m	2	6 m	12 m
	No2	ガス検知ボックス1	1	10 m	10 m	1	10 m	10 m
	No3	ガス検知ボックス3	1	10 m	10 m	1	10 m	10 m
	No4	ガス検知ボックス1	1	10 m	10 m	2	10 m	20 m
	No5	ガス検知ボックス3	1	6 m	6 m	2	6 m	12 m
	No5	風向・風速計	0	3 m	0 m	1	3 m	3 m
	No5	風向・風速ボックス	1	3 m	3 m	1	3 m	3 m
	No6	ガス検知ボックス1	1	12 m	12 m	2	12 m	24 m
大日展望台	スピーカーボックス1	1	5 m	5 m	1	5 m	5 m	
雷鳥沢野営管理所	スピーカーボックス2	1	30 m	30 m	1	30 m	30 m	
	合計			95 m			141 m	

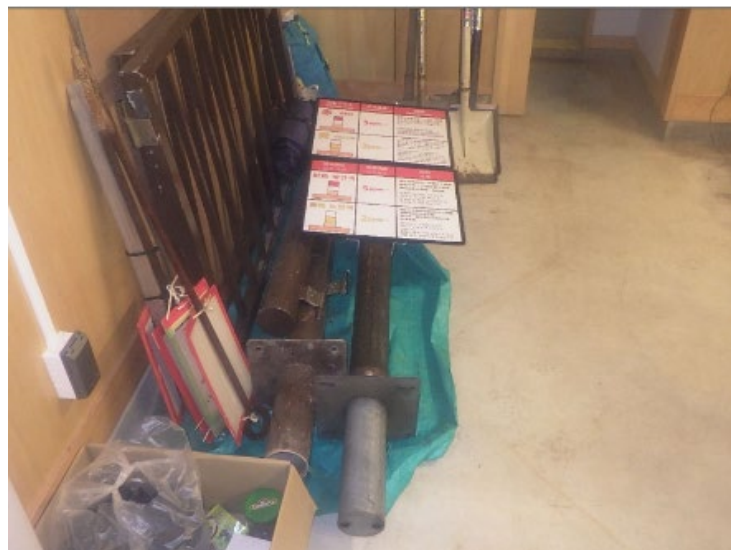
保管状況



火山ガス注意標識



保管状況（雷鳥沢管理棟分）



点検項目（初期点検・翌日点検・一ヶ月点検）

（1）性能点検 対象：検知ボックスNO. 1～6

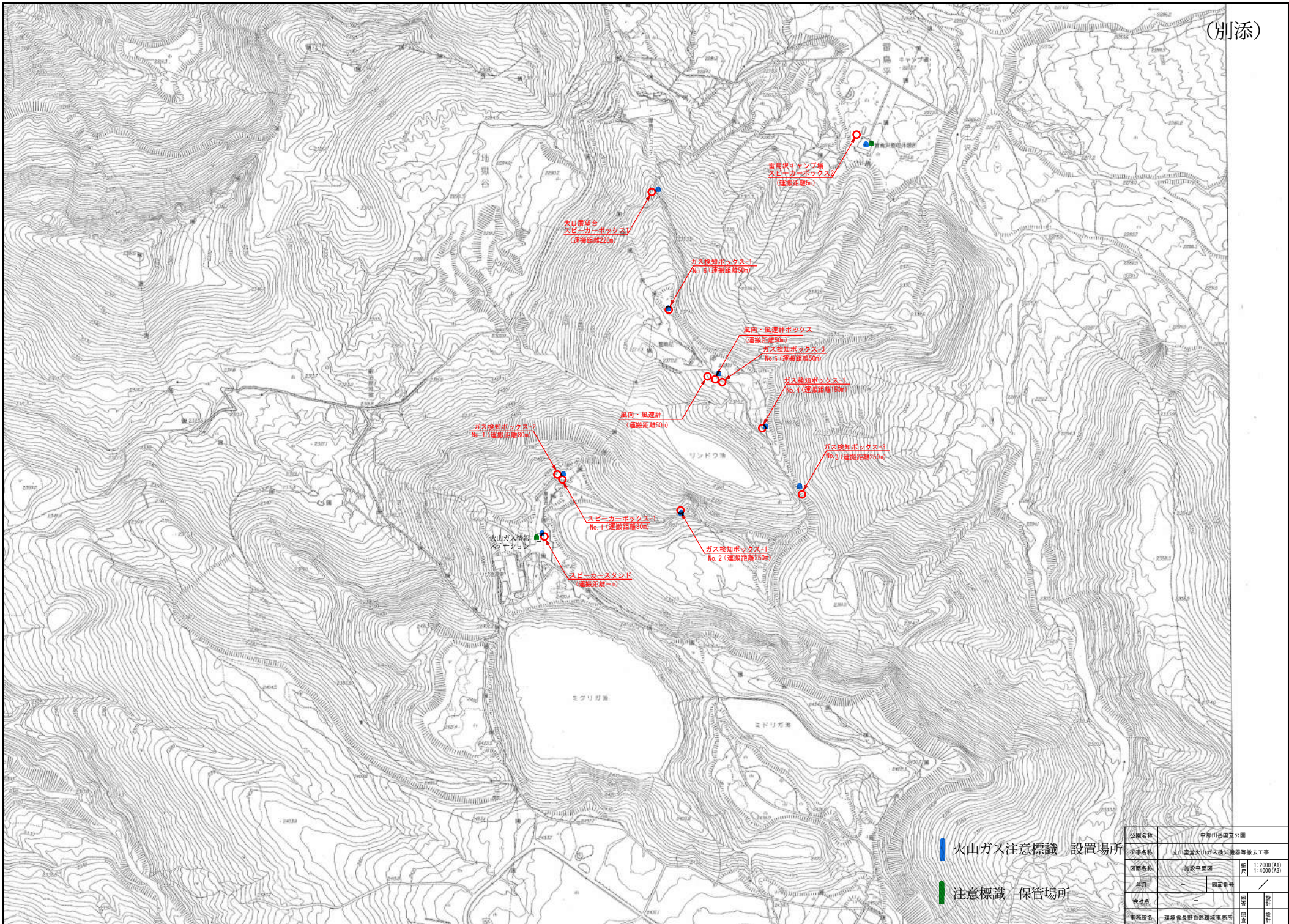
点検項目	点検内容	不具合時の対応
ゼロ点調整	<ul style="list-style-type: none"> ・火山ガスがない状態での観測値をゼロに調整する。 ・検知箇所の周囲にガスが存在しないことを確認後、指示計の指示をゼロ点に合わせる。 	すべて新品のセンサーを設置して点検を行うが、不具合が確認された場合には、ガスセンサーを再度新品に交換して再調整を実施。
試験ガスによる指示値調整	<ul style="list-style-type: none"> ・検知部に試験ガス（警報設定濃度の約1.6倍（※）のSO₂試験ガス）を与え、指示誤差の有無を確認する。 ・指示誤差がある場合は、試験ガス濃度と同じ値になるように感度調整を行う。 	
警報設定値	<ul style="list-style-type: none"> ・警報点(SO₂:注意値2.0ppm、警報値5.0ppm)が正しく設定され、機能しているかどうかを確認する。 	
警報遅れ時間	<ul style="list-style-type: none"> ・試験ガスを検知部に与えた際、所定の時間内に警報を発することを確認する。 	

※高圧ガス保安法に記載に基づく。立山の場合は、注意報値2.0ppm×1.5倍=3.0ppmの試験ガスを使用する。

(2) 構造・機能点検 基本的な構造や接続状況の点検。

対象：検知ボックスNO. 1～6、風向風速計、電光掲示板、液晶モニター、PC等)

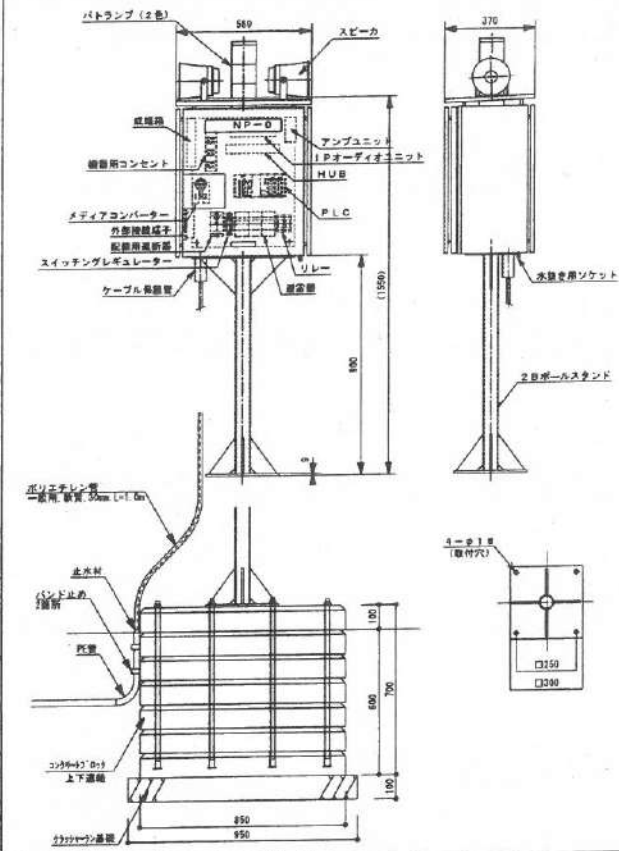
点検項目	点 検 内 容	不具合時の対応
① 結線、端子接続 電源状況	<ul style="list-style-type: none"> 各種ケーブル接続が正しく結線されているか、各種ネジのゆるみ等がないかどうかを確認する。 機器接続後、電源状況の確認。 	不具合部のケーブル、端子等の交換
② フィルター接続	<ul style="list-style-type: none"> 検知部と火山ガス除去フィルターの接続にゆるみがないことを確認する。 	ゆるみがある場合は別途新品のフィルターを設置
③ 通信状況 (PC)	<ul style="list-style-type: none"> 観測されたデータが火山ガス情報ステーション及び立山センターPC内で正しく表示されているかどうかを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 検知警報システムにおけるプログラム不具合の場合は、プログラム修正（再インストール）とアップデートを実施 その他、通信ケーブルや個々の資機材に不具合がある場合には、不具合部の交換を実施
④ データ保存状況 (PC)	<ul style="list-style-type: none"> 観測されたデータがPC内に正しく保存されているかどうかを確認する。 	
⑤ 通信状況 (電光掲示板)	<ul style="list-style-type: none"> 検知ボックス内のセンサーが検知した濃度に応じて、電光掲示板が正しく表示されているかどうかを確認する。(各地点で確認すること)。 	
⑥ 通信状況 (液晶モニター)	<ul style="list-style-type: none"> 検知ボックス内のセンサーが検知した濃度、風向風速に応じて、液晶モニターが正しく表示されているかどうかを確認する(火山ガス情報ステーションの壁面)。 	
⑦ 警報・注意報パトランプ	<ul style="list-style-type: none"> 注意報、警報発令時、正常に点灯することを確認する。 	
⑧ 警報・注意報アナウンス	<ul style="list-style-type: none"> 注意報、警報発令時のアナウンスの音量が適正であるかを確認する。 	



■ 火山ガス注意標識 設置場所
■ 注意標識 保管場所

公題名称	中野山自然公園		
工事名称	立山連立火山ガス検知機器等撤去工事		
図面名称	施設平面図	縮尺	1:2000 (A1) 1:4000 (A3)
年月		図面番号	/
図面名		調査	設計
事務所名	環境省長野自然環境事務所	調査	設計

スピーカボックス-1 (スピーカ180°)



基板: NP-0
 記入文字: S-O2スピーカNo.1
 材質: 透明アクリル 315×50×5
 文字: 白地, 黒文字 (丸ゴシック体), 裏面に付止め
 ※印は, 穴位置を指す

1Pオーディオユニット
 ・ネットワーク: RJ-45, 10BASE-TX
 ・動作電源: DC5V (専用ACアダプター使用)

アンプユニット
 ・定額出力: 10W
 ・定格電圧: DC24V
 ・動作温度: -10~50℃

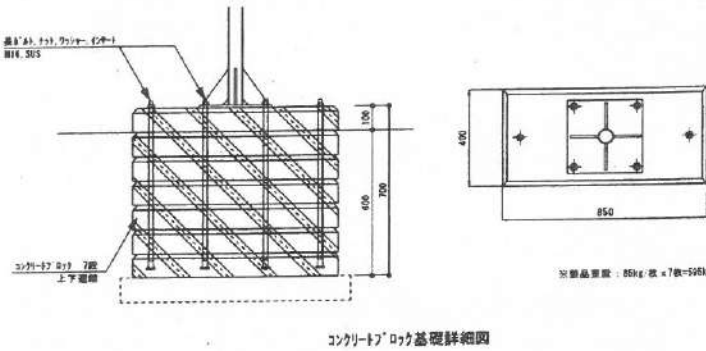
スピーカ
 ・定額入力: 5W
 ・出力音圧レベル: 104dB (1W/1m)
 ・振動数帯域: 175Hz以上
 ・特徴: 全周放射型

パトランプ
 ・ランプ: 2色 (赤・青)
 ・動作電源: AC110V
 ・消費電力: 1W

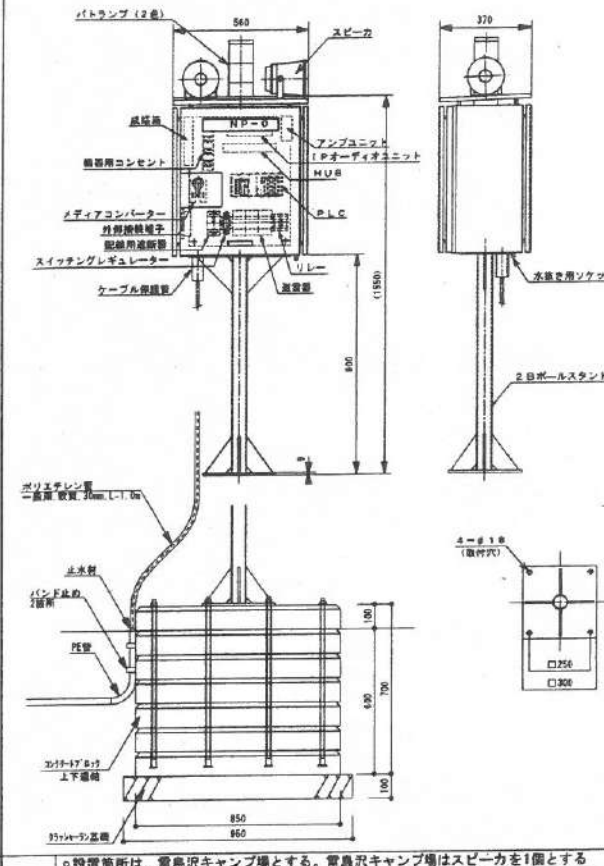
材質
 2目ポール: SGP-2目
 BOX: SUS304 1.5t

設置場所
 2目ポール: 黒色塗装

設置色
 BOX内外面, ポール: マンセル 7, SYR5/2 半艶
 質量: 約 6.5kg



スピーカボックス-2 (スピーカ90°)



基板: NP-0
 記入文字: S-O2スピーカNo.1
 材質: 透明アクリル 315×50×5
 文字: 白地, 黒文字 (丸ゴシック体), 裏面に付止め
 ※印は, 穴位置を指す

1Pオーディオユニット
 ・ネットワーク: RJ-45, 10BASE-TX
 ・動作電源: DC5V (専用ACアダプター使用)

アンプユニット
 ・定額出力: 10W
 ・定格電圧: DC24V
 ・動作温度: -10~50℃

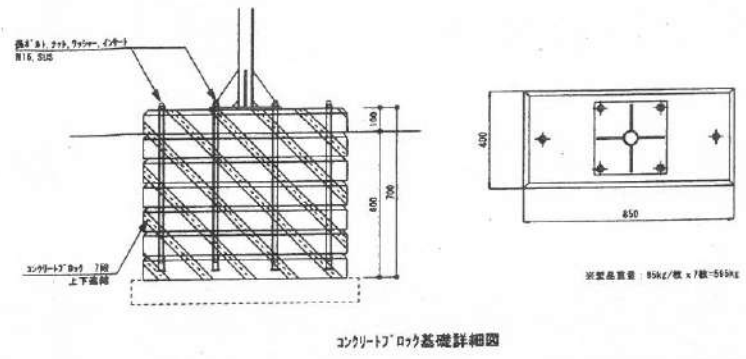
スピーカ
 ・定額入力: 5W
 ・出力音圧レベル: 104dB (1W/1m)
 ・振動数帯域: 175Hz以上
 ・特徴: 全周放射型

パトランプ
 ・ランプ: 2色 (赤・青)
 ・動作電源: AC110V
 ・消費電力: 1W

材質
 2目ポール: SGP-2目
 BOX: SUS304 1.5t

設置場所
 2目ポール: 黒色塗装

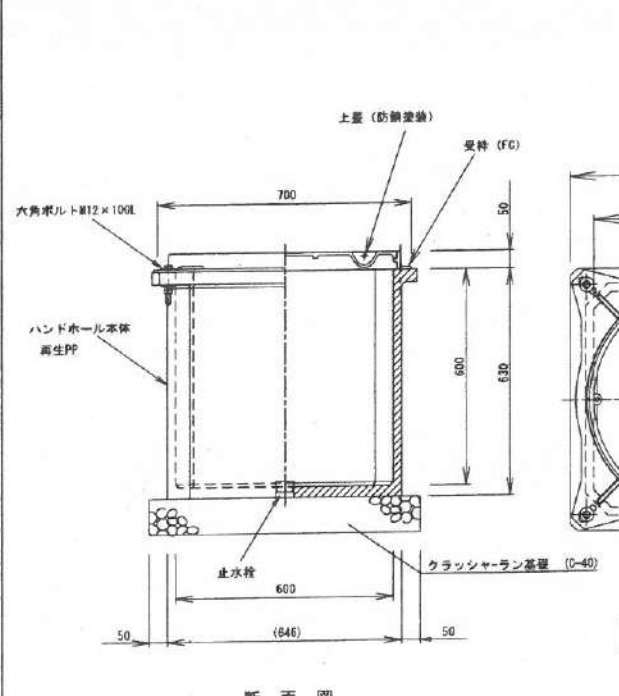
設置色
 BOX内外面, ポール: マンセル 7, SYR5/2 半艶
 質量: 約 6.5kg



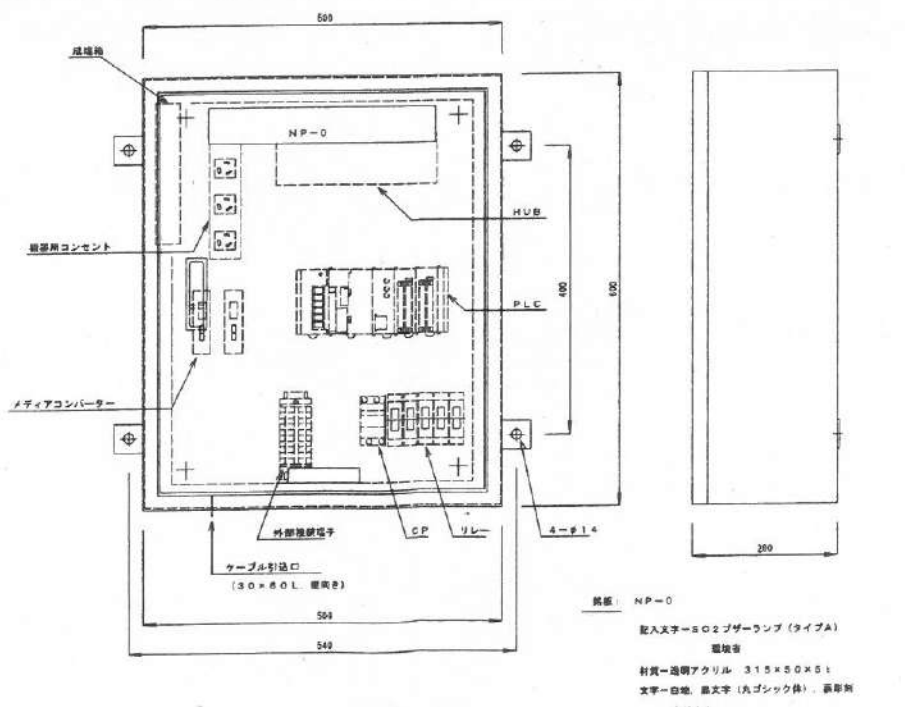
特記
 ○設置箇所は, No.1, 大日麗堂台とする
 ○2目ポールスタンドは, 地盤谷歩道で使用されていたものを再利用する

特記
 ○設置箇所は, 富島沢キャンプ場とする。富島沢キャンプ場はスピーカを1個とする
 ○2目ポールスタンドは, 地盤谷歩道で使用されていたものを再利用する

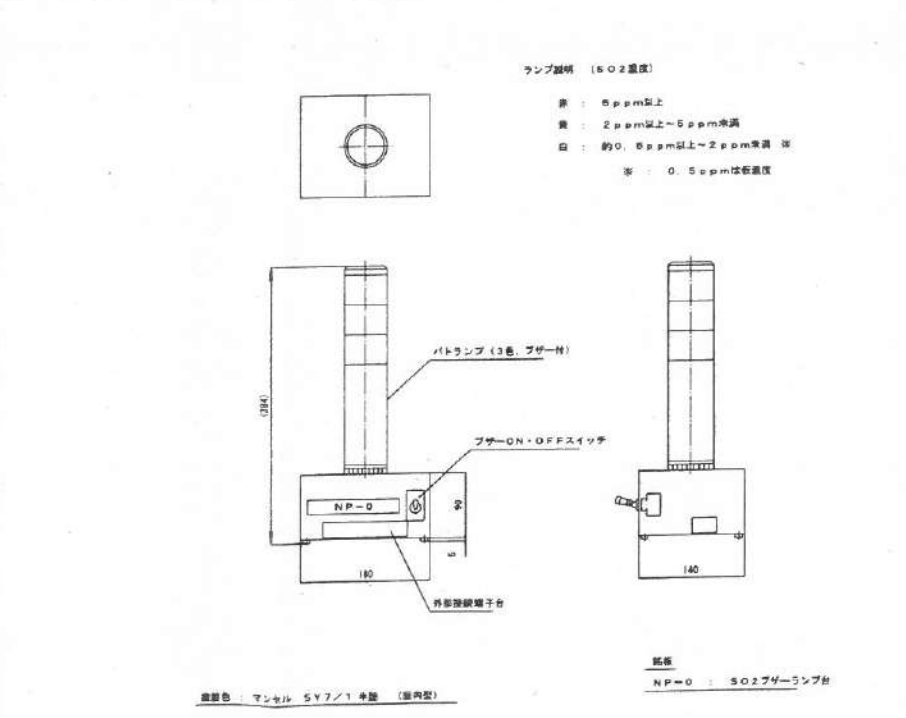
樹脂製ハンドホール



プザーランプボックス



プザーランプ台



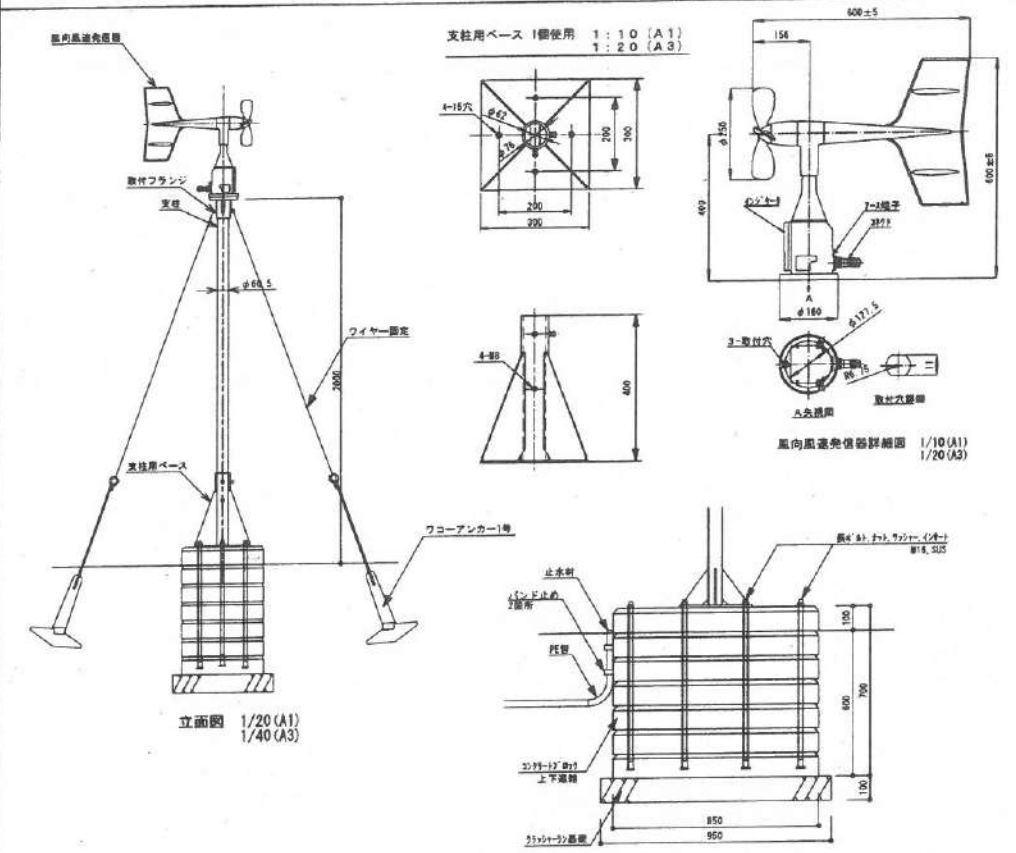
特記
 ○設置箇所は, No.1, 大日麗堂台とする
 ○2目ポールスタンドは, 地盤谷歩道で使用されていたものを再利用する

特記
 ○設置箇所は, 富島沢キャンプ場管理場所とする

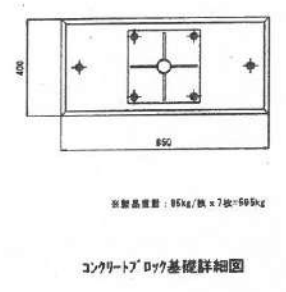
特記
 ○設置箇所は, 富島沢キャンプ場管理場所とする

工事箇所	中新川群立山町戸崎 (堂堂平) 地内		
工事名称	平成26年度 立山堂堂火山ガス対策保安施設設置工事		
図面名称	電気設備詳細図-2	図尺	図示
年月日	平成27年2月	図番	15 / 19
会社名	アジア建設株式会社	調査	設計
事務所	富山県	調査	設計

風向風速計

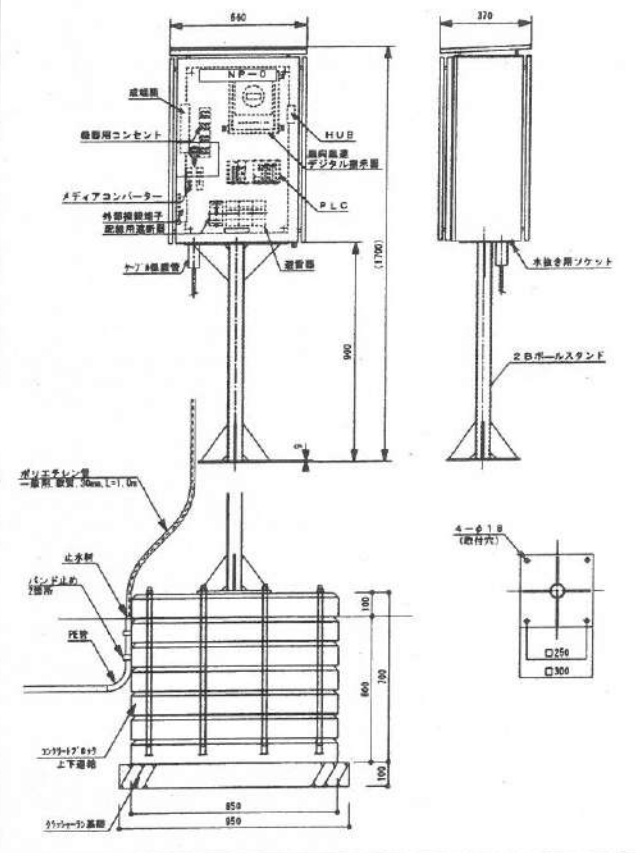


- ア. 風向検出方式：磁気エンコーダ
- イ. 風速検出方式：ブラシレス 磁気バルブス
- ウ. 測定範囲：全方位、0.4~50m/s
- エ. 測定精度
 - ・±3°以内
 - ・10m/s以下において±0.3m/s以内
 - ・10m/s以上において±2%以内
- オ. 測定風速：0.4m/s
- カ. 測定精度：5m/s
- キ. 検出値
 - ・2心ケーブル
- ク. 電源
 - ・DC24V (標準部に付属)
- ケ. 外形寸法・質量
 - ・W150×H505×L600mm、約5.9kg



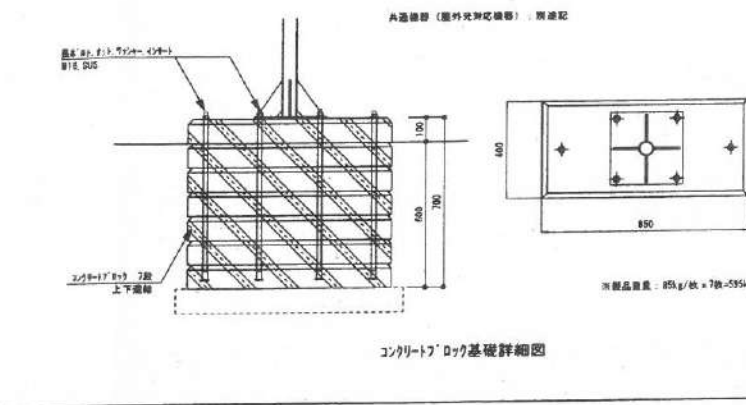
図示

風向風速ボックス



- 機種：NP-0
 記入文字：S01 風向風速
 筐体寸法：215×60×51
 材質：透明アクリル、SUS304ステンレス鋼、表面防錆処理
 文字：白地、黒文字 (Aゴシック体)、裏面にネジ止め
- ハンドル：A-1140-3-1 (特-NO.2002)
 ※2ボールと目印又は、ボルトで固定します。
- 材質
 2ボール：SUS304
 ボックス：SUS304 1.5t
- 質量
 2ボール：重量約1.5kg
 ボックス：重量約1.5kg

- 風向風速デジタル表示器
- ア. 入力信号：カレントループ
 - イ. 表示内容
 - ・風向：36方位 (分度360°/25°)
 - ・風速変動幅：3方位
 - ・風速：0~99.9m/s (分度0.1m/s)
 - ※表示はスイッチにより瞬間/平均の切り替え可能
 風速単位(m/s)とノットの切り替え可能
 - ウ. 作業出力
 - ・風速：0~540° (0~1V, 0~10mV)
 - ・風速：0~60m/s (0~1V, 0~10mV)
 - ・RS-232C
 - エ. 電源：AC100V 50/60Hz
 - オ. 消費電力：約20VA
 - カ. 外形寸法・質量：W209×H250×D160mm、質量：約75kg
- ※風速器 (風向光対応機器)：別添付



特記
 ○設置場所は、No.5とする
 ○地盤谷歩道で使用されていた風向風速計の支柱、フランジ、ワイヤー (支線)、支柱ベースを再利用する

特記
 ○設置場所は、No.5とする
 ○2ボールスタンドは、地盤谷歩道で使用されていたものを再利用する

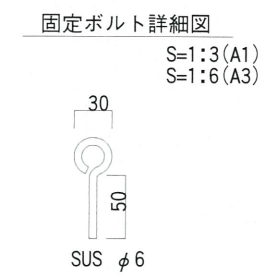
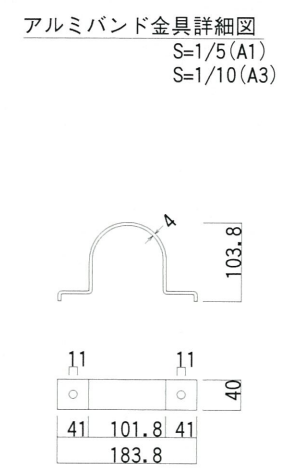
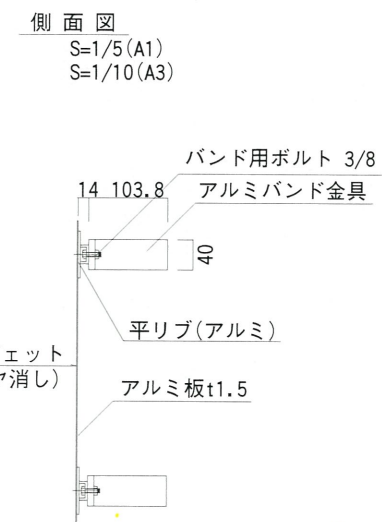
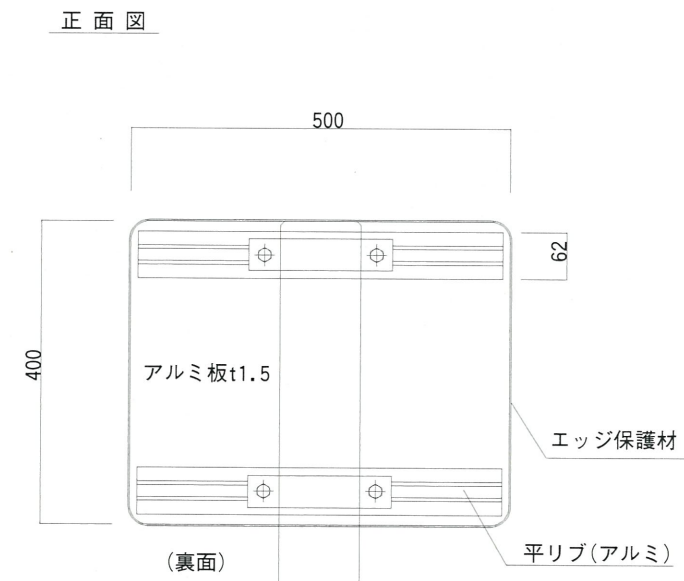
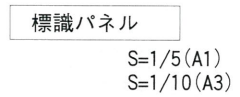
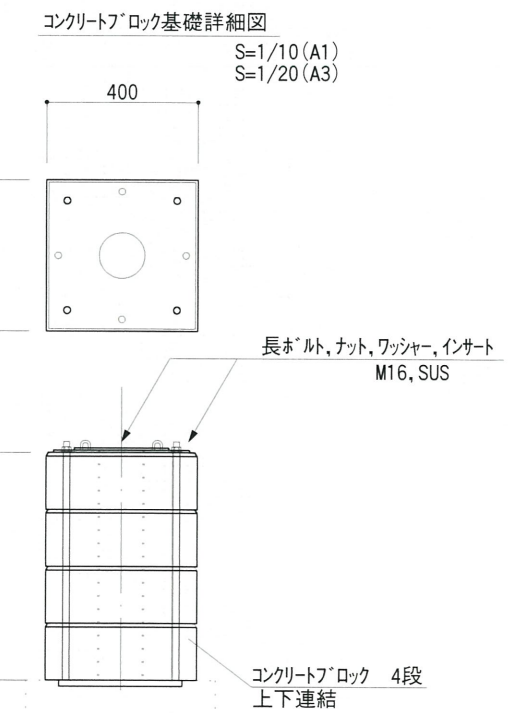
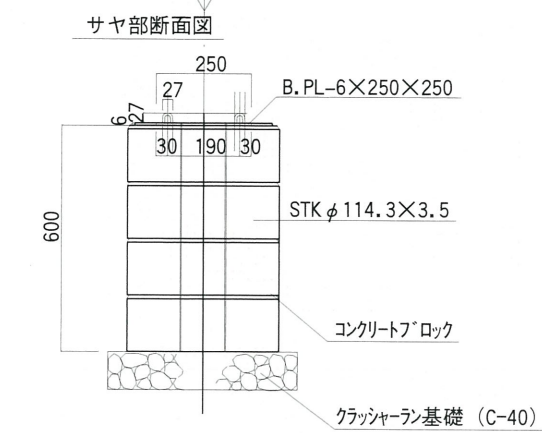
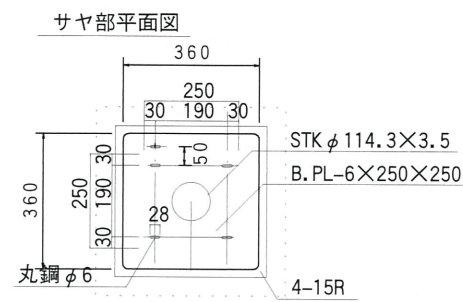
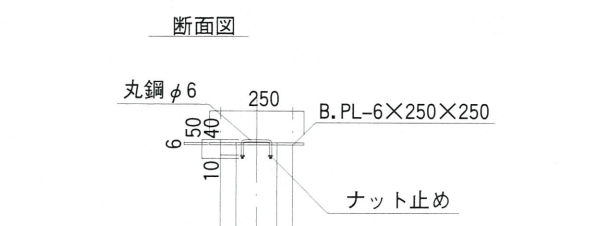
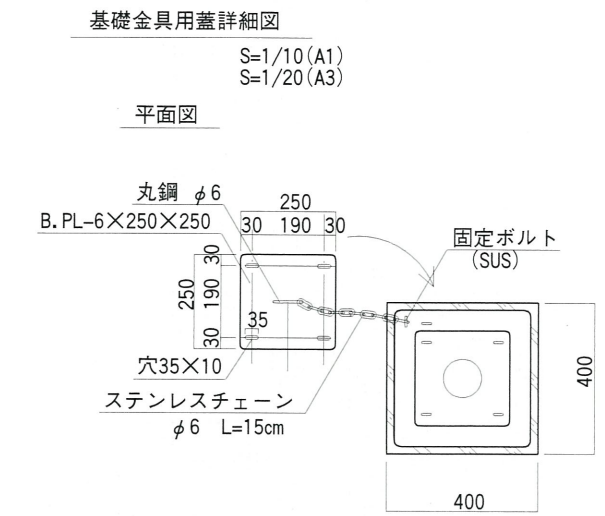
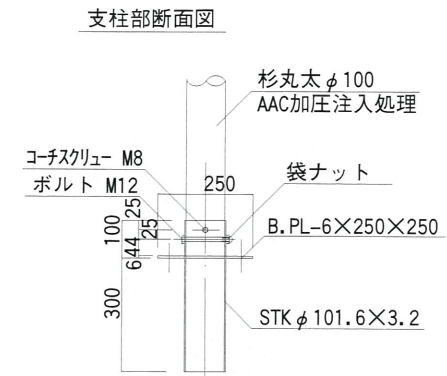
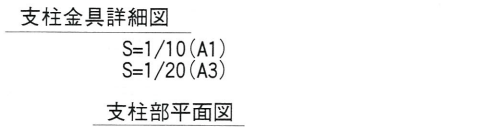
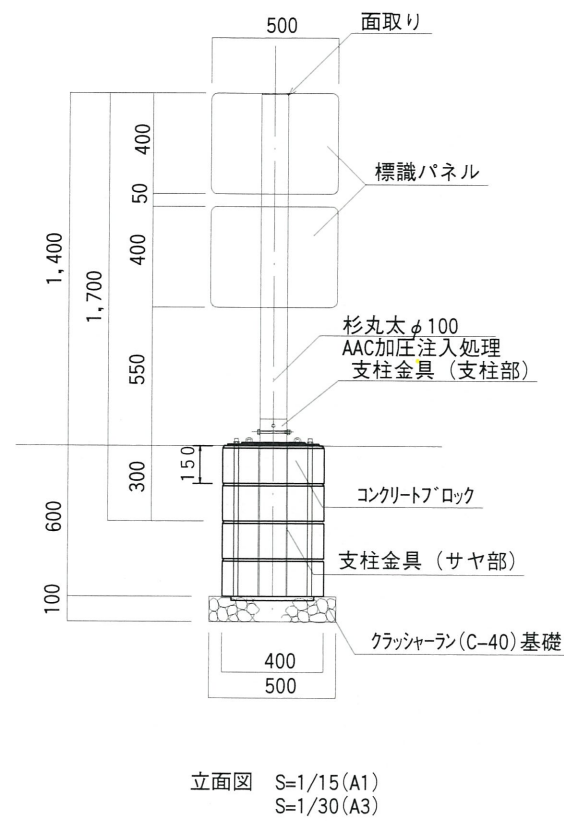
共通機器 (屋外光対応機器) 共通仕様

- 共通仕様 (屋外光対応機器)
- PLC (コーディング) 共通仕様
- ・プログラム容量：5kステップ
 - ・データメモリ容量：32kワード
 - ・通信方式：Ethernet/IP
 - ・動作電源：AC100V
 - ・動作温度：0~55℃
 - ・特殊仕様：内部基板をコーティング (一部、別添付)
- PLC
- ・ポート数：8
 - ・データ転送速度：100Mbps以上
 - ・動作電源：AC100V
 - ・消費電力：最大7W
 - ・動作温度：0~50℃
- メディアコンバータ
- ・データ転送速度：100Mbps以上
 - ・動作電源：AC100V
 - ・消費電力：最大3W
 - ・動作温度：0~40℃
- 送信機
- ・心数：4G以上

特記
 ○
 ○
 ○
 ○

工事箇所	中新川郡立山町芦峰寺 (堂堂平) 地内		
工事名称	平成26年度 立山聖堂火山ガス対策保安施設設置工事		
図面名称	電気設備詳細図-5	図尺	図示
年月日	平成27年2月	図面番号	18 / 19
会社名	アジア環境株式会社	担当	設計
事務所名	富山県	担当	設計

特記
 ○
 ○
 ○
 ○



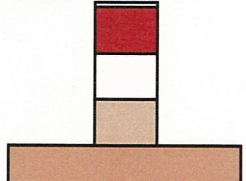
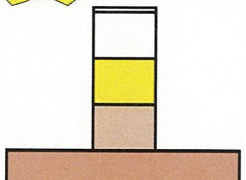
表示: インクジェット
ラミネート(ツヤ消し)

- 特記
- 支柱金具は、スチール製(溶融亜鉛メッキ処理、ウレタン樹脂塗装<ブラウン色>)とする
 - 基礎金具用蓋は、スチール製(溶融亜鉛メッキ処理、ウレタン樹脂塗装<ブラウン色>)とする
 - 溶融亜鉛メッキ処理はHDZ5とする
 - ウレタン樹脂塗装は見え部のみとする
 - 加工に際する詳細は、監督員の承諾を受けること

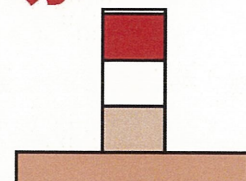
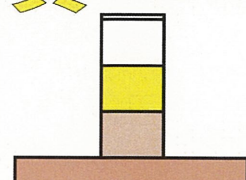
完成図			
公園名称	中部山岳国立公園		
工事名称	平成26年度中部山岳国立公園 室堂園地標識整備工事(継続)		
図面名称	施設詳細図-9	縮尺	図示
年月	平成28年3月	図面番号	15 / 30
会社名	株式会社 岡部	照査	設計
事務所名	環境省長野自然環境事務所	照査	設計

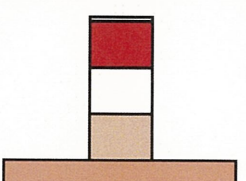
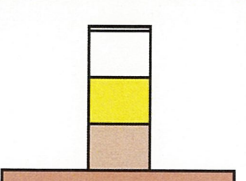
火山ガス注意標識-1~2 S=1/2(A1)、S=1/4(A3)

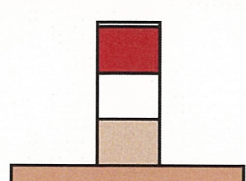
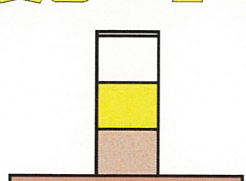
火山ガス注意標識-1 (設置場所①)

注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm ~	危険な状態です。この先(雷鳥沢方面)には赤色ランプが消えるまで進まないでください。 DANGER! DO NOT ENTER this trail (towards Raichozawa) until the red lamp turns off.
黄 YELLOW 	2ppm ~	火山ガス濃度が上昇しています。水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 Volcanic gas levels elevated. Pass through the trail as quickly as possible while covering your mouth and nose with a wet towel.

火山ガス注意標識-2 (設置場所②③)

注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm ~	危険な状態です。みくりが池(室堂ターミナル)方面へ避難してください。 DANGER! EVACUATE towards Mikurigaike (Murodo Terminal).
黄 YELLOW 	2ppm ~	火山ガス濃度が上昇しています。水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 Volcanic gas levels elevated. Pass through the trail as quickly as possible while covering your mouth and nose with a wet towel.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm ~	處於危險状态。紅色燈消失之前請勿往前方(雷鳥澤方向)行進。 위험한 상태입니다. 이 앞(라이초자와 쪽)으로는 빨간색 불이 꺼질 때까지 진행하지 마십시오.
黃色 노란색 	2ppm ~	火山氣體濃度正處於升高狀態。請用濕毛巾摀住口鼻、快速通過。 화산 가스 농도가 상승하고 있습니다. 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm ~	處於危險状态。請往秘庫立池(室堂終點)方向避難。 위험한 상태입니다. 미쿠리가이케(무로도 터미널) 쪽으로 대피하십시오 .
黃色 노란색 	2ppm ~	火山氣體濃度正處於升高狀態。請用濕毛巾摀住口鼻、快速通過。 화산 가스 농도가 상승하고 있습니다. 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

<特記事項>

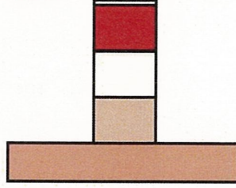
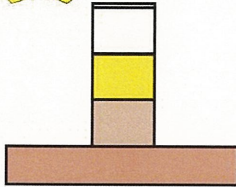
- ・w500×h400×t1.5 (アルミ)、アルミリブ、バンド、ボルト、エッジ保護材付
- ・表示面記載内容の詳細は監督員の承諾を受けること。
- ・言語のネイティブチェックは請負者において実施すること。

完成図

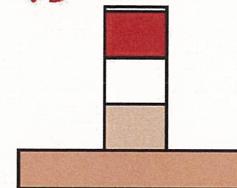
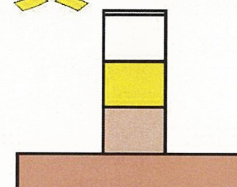
公園名称	中部山岳国立公園		
工事名称	平成26年度中部山岳国立公園 室堂園地標識整備工事(繰越)		
図面名称	施設詳細図-11	縮尺	図示
年月	平成28年3月	図面番号	17 / 30
会社名	株式会社 岡部	照査	設計
事務所名	環境省長野自然環境事務所	照査	設計

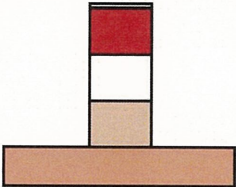
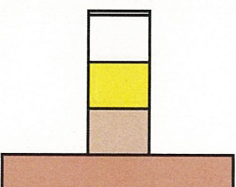
火山ガス注意標識-3~4 S=1/2(A1)、S=1/4(A3)

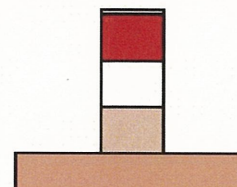
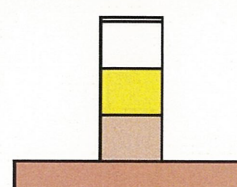
火山ガス注意標識-3 (設置場所④)

注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm~	危険な状態です。雷鳥荘へ避難してください。 DANGER! EVACUATE to Raicho-so.
黄 YELLOW 	2ppm~	火山ガス濃度が上昇しています。水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 Volcanic gas levels elevated. Pass through the trail as quickly as possible while covering your mouth and nose with a wet towel.

火山ガス注意標識-4 (設置場所⑤⑥)

注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm~	危険な状態です。近くの建物に避難してください。 DANGER! EVACUATE to the nearest building.
黄 YELLOW 	2ppm~	火山ガス濃度が上昇しています。水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 Volcanic gas levels elevated. Pass through the trail as quickly as possible while covering your mouth and nose with a wet towel.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm~	處於危險状态。請避難到雷鳥莊。 위험한 상태입니다. 뇌조장으로 대피하십시오.
黃色 노란색 	2ppm~	火山氣體濃度正處於升高狀態。請用濕毛巾摀住口鼻、快速通過。 화산 가스 농도가 상승하고 있습니다. 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm~	處於危險状态。請避難到近處建築物內。 위험한 상태입니다. 인근 건물 안으로 대피하십시오.
黃色 노란색 	2ppm~	火山氣體濃度正處於升高狀態。請用濕毛巾摀住口鼻、快速通過。 화산 가스 농도가 상승하고 있습니다. 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

<特記事項>

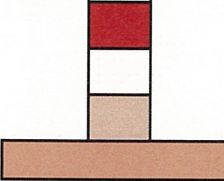
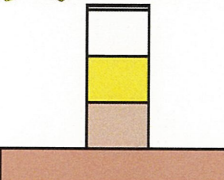
- ・w500×h400×t1.5 (アルミ)、アルミリブ、バンド、ボルト、エッジ保護材付
- ・表示面記載内容の詳細は監督員の承諾を受けること。
- ・言語のネイティブチェックは請負者において実施すること。

完成図

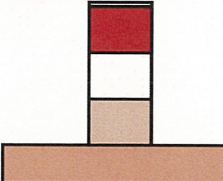
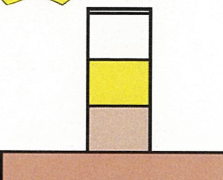
公園名称	中部山岳国立公園		
工事名称	平成26年度中部山岳国立公園 堂室園地標識整備工事(緑経)		
図面名称	施設詳細図-12	欄尺	図示
年月	平成28年3月	図面番号	18 / 30
会社名	株式会社 岡部	照査	設計
事務所名	環境省長野自然環境事務所	照査	設計

火山ガス注意標識-5~7 S=1/2(A1)、S=1/4(A3)

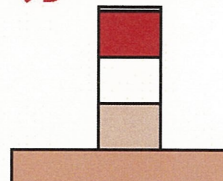
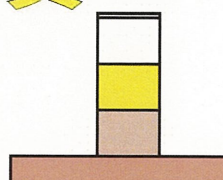
火山ガス注意標識-5 (設置場所⑦)

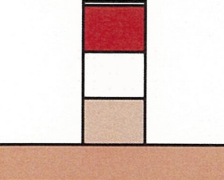
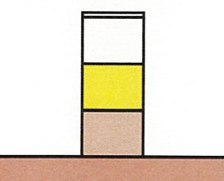
注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm~	危険な状態です。この先(室堂ターミナル方面)には赤色ランプが消えるまで進まないでください。 DANGER! DO NOT ENTER this trail (towards Murodo Terminal) until the red lamp turns off.
黄 YELLOW 	2ppm~	エンマ台から雷鳥荘の間は火山ガス濃度が上昇しています。通行する場合は、水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 The concentration of volcanic gas between Emma-dai and Raicho-so is elevated. If you will use this trail, cover your mouth and nose with a wet towel and pass through as quickly as possible.

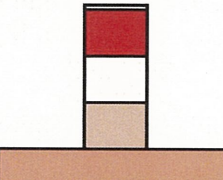
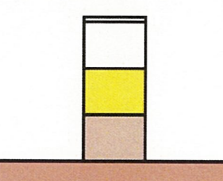
火山ガス注意標識-6 (設置場所⑧)

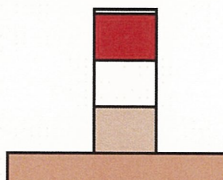
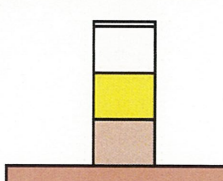
注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm~	危険な状態です。この先(室堂ターミナル方面)に進む方は、この付近にしばらく待機してください。 DANGER! WAIT HERE before heading onwards (towards Murodo Terminal).
黄 YELLOW 	2ppm~	エンマ台から雷鳥荘の間は火山ガス濃度が上昇しています。通行する場合は、水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 The concentration of volcanic gas between Emma-dai and Raicho-so is elevated. If you will use this trail, cover your mouth and nose with a wet towel and pass through as quickly as possible.

火山ガス注意標識-7 (設置場所⑨)

注意レベル Warning Level	ガス濃度 GAS CONCENTRATION	説明 DESCRIPTION
赤 RED 	5ppm~	危険な状態です。この先(雷鳥沢方面)に進む方は、この付近にしばらく待機してください。 DANGER! WAIT HERE before heading onwards (towards Raicho-zawa).
黄 YELLOW 	2ppm~	エンマ台から雷鳥荘の間は火山ガス濃度が上昇しています。通行する場合は、水に濡らしたタオルで口や鼻を覆い、速やかに通過してください。 The concentration of volcanic gas between Emma-dai and Raicho-so is elevated. If you will use this trail, cover your mouth and nose with a wet towel and pass through as quickly as possible.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm~	處於危險状态。紅色燈消失之前請勿往前方(室堂終點方向)行進。 위험한 상태입니다. 이 앞(무로도 터미널 쪽)으로는 빨간색 불이 꺼질 때까지 진행하지 마십시오.
黃色 노란색 	2ppm~	間王台及雷鳥荘區間的火山氣體濃度正處於升高状态。通行時，請用濕毛巾搥住口鼻、快速通過。 엔마다이~ 뇌조장 구간은 화산가스 농도가 상승하고 있습니다. 통행시 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm~	處於危險状态。往前方(室堂終點方向)行進的登山遊客，請在此附近等待一段時間。 위험한 상태입니다. 이 앞(무로도 터미널 쪽)으로 진행하실 분은 잠시동안 이 부근에서 대기하십시오.
黃色 노란색 	2ppm~	間王台及雷鳥荘區間的火山氣體濃度正處於升高状态。通行時，請用濕毛巾搥住口鼻、快速通過。 엔마다이~ 뇌조장 구간은 화산가스 농도가 상승하고 있습니다. 통행시 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

警告級別 경고 수준	氣體濃度 가스농도	説明 설명
紅色 빨간색 	5ppm~	處於危險状态。往前方(雷鳥沢方向)行進的登山遊客，請在此附近等待一段時間。 위험한 상태입니다. 이 앞(라이초자와 쪽)으로 진행하실 분은 잠시동안 이 부근에서 대기하십시오.
黃色 노란색 	2ppm~	間王台及雷鳥荘區間的火山氣體濃度正處於升高状态。通行時，請用濕毛巾搥住口鼻、快速通過。 엔마다이~ 뇌조장 구간은 화산가스 농도가 상승하고 있습니다. 통행시 물에 적신 수건으로 입과 코를 막고, 신속히 통과하십시오.

<特記事項>

- ・w500×h400×t1.5 (アルミ)、アルミリブ、バンド、ボルト、エッジ保護材付
- ・表示面記載内容の詳細は監督員の承諾を受けること。
- ・言語のネイティブチェックは請負者において実施すること。

完成図

公園名称	中部山岳国立公園		
工事名称	平成26年度中部山岳国立公園 室堂園地標識整備工事(継続)		
図面名称	施設詳細図-13	縮尺	図示
年月	平成28年3月	図面番号	19 / 30
会社名	株式会社 岡部	照査	設計
事務所名	環境省長野自然環境事務所	照査	設計

(別紙様式1)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 殿

請負者
住所
氏名

着 手 届

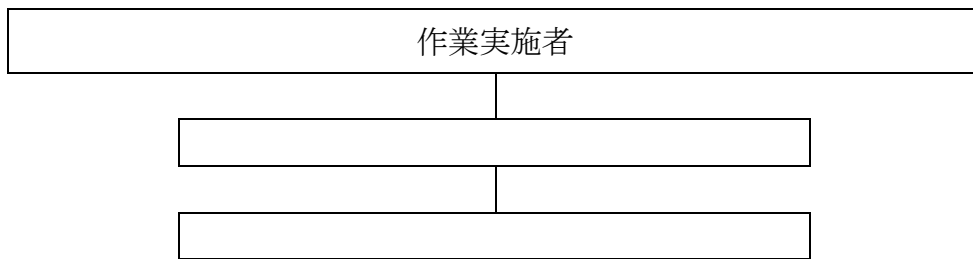
業 務 名 令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務

履 行 期 限 令和8年11月30日

着手年月日 令和 年 月 日

上記のとおり請負業務に着手しましたのでお届けします。

4 業務組織図、緊急連絡体制



5 緊急連絡先

(別紙様式3)

令和 年 月 日

令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務 報告書

請負者
住所
氏名

1. 業務実施場所 別紙業務実施位置図のとおり

2. 業務実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 業務内容

(別紙様式4)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 殿

請負者
住所
氏名

完 了 届

業 務 名 令和8年度立山室堂地区火山ガス保安施設メンテナンス業務

請 負 金 額 ¥ (消費税を含む)

着手年月日 令和 年 月 日

履 行 期 限 令和8年11月30日

完了年月日 令和 年 月 日

上記のとおり請負業務を完了しましたのでお届けします。